

第 14 回緑区中山町住居表示検討委員会

日時:平成 30 年 1 月 23 日(火)

午後 3 時から

会場:中山町自治会館

次 第

1 開会

2 議事

(1) 住居表示実施案の地元説明会の報告について

資料 1

(2) 横浜市住居表示審議会の報告について

(3) 緑区中山町住居表示第一次地区のスケジュールについて

資料 2

(4) 町境変更案に関する説明及び意見交換会の報告について

資料 3

3 次回以降の検討委員会について(日程調整)

4 閉会

住居表示実施案の地元説明会の報告について

1 開催報告

平成29年11月に、緑区中山町及び寺山町の一部にお住まいの方に、新町界・新町名案等について説明しました。

開催日時	開催場所	来場者数
① 平成29年11月18日(土) 10時～11時15分	緑公会堂 (講堂)	79名
② 平成29年11月18日(土) 14時～15時10分		47名
③ 平成29年11月21日(火) 19時～20時10分		25名
④ 平成29年11月26日(日) 10時～11時25分		68名
⑤ 平成29年11月26日(日) 14時～15時		39名
⑥ 平成29年11月29日(水) 19時～20時		26名
計		284名

2 説明内容

- (1) 住居表示制度について
 - ア 住所の表し方の違い
 - イ 住所の付け方
- (2) 中山町で住居表示を実施する理由について
- (3) 実施案について
 - ア 町区域案を決定した経緯
 - (ア) 丁目の境を設定する方針について
 - (イ) それぞれの町界の設定理由について
 - (ウ) 中山町と寺山町の一部境界について
 - イ 町名案を決定した経緯
 - (ア) 町名アンケートに挙げた町名案について
 - (イ) 町名アンケートの結果について
 - (ウ) 「中山〇丁目」に決定した理由について
- (4) 住居表示実施のスケジュールについて
- (5) 手続きについて

手続きが不要なもの・必要なもの

3 中山町住居表示実施案についての質疑応答

別紙参照 (※チラシ配付後の問合せも含みます)

中山町住居表示実施案の地元説明会の 質疑応答について

	質問内容	回答内容
◇住居表示全般について		
1	寺山町と中山町の町境については、いつ実施になるのか。また何丁目になるのか。	現時点では検討中で、決まっていません。
2	中山駅前の中山町と寺山町の境の部分のみ町境の変更が議論されているが、中山駅南口入口交差点の南側にも道路で町境が区画されていないところがある。そこはどうなっているのか。	ご指摘の箇所については、土地の高低差(地形)で分かれており、さらに南の箇所については、尾根道という道路で町境が決まっています。そのため、住居表示の法律には抵触していないと考えています。
3	マンションの住所はどうなるのか。	9戸以上のマンションでは、住居番号の中に部屋番号を入れて表示するようになります。
4	建物の出入り口が複数あった場合、どのような番号になるのか。	調査の際に、主な出入り口であるかを確認し、番号をつけていくことになると思います。
5	自宅と隣の家とで住居番号が飛んでしまうことがあるか。	敷地の大きさや、建物の配置状況によっては、住所が飛ぶことがあります。建替え等で敷地の使い方が変わることを想定しています。
6	住居番号表示板は集合住宅の場合、それぞれの部屋に配られるのか。	集合住宅では、一つの建物に対して、一枚の表示板をお配りします。
7	集合住宅の住居番号で建物名が省略されるとのことだが、手続き用紙などで建物名の欄についてはどのように書けばよいのか	多くの手続き用紙などでは、建物名の欄は必須事項ではありません。住居表示を実施していない地区でも、手続き用紙を汎用的に使えるように、建物名の欄が用意されているためです。住居番号の中に部屋番号を入れて表示する新住所であれば、記載しなくても問題ないと思います。
8	建物が解体された場合、住居番号は欠番となるのか。	住居表示実施地区では、建物を新築したり解体したりする際には、区役所戸籍課に届出いただけます。その際、建物の立て方によっては、建替えた際に出入口が変わり、以前使っていたものと違う番号がつくことにもあります。そうしますと、以前使っていた番号は欠番になることがあります。

9	<p>手続きが煩雑なので、住居表示の実施には反対。</p>	<p>中山町は住所が分かりにくいので、行政及び地元自治会のなかで住所の混乱を解消したいと考えていました。この度、改めて地元自治会から実施の要望を頂き、今回の案を策定しました。住居表示が実施されると、住所の分かりやすい街にすることができます。手続きについてはできるだけお手数をお掛けしないようにしてまいります。また、手続き内容をご案内する「住居表示のしおり」を実施の約一か月前にお配りします。手続きの説明会も開催しますので、ご理解とご協力をお願いします。</p>
10	<p>今後、住民へ実施の可否を問うようなことはあるのか。</p>	<p>今のところ予定にございません。個別のご意見については、自治会に入られていましたら、自治会を通していただければと思います。入られていないようでしたら、市役所か区役所へ直接ご意見を頂ければ、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
11	<p>町名アンケートを行った際に、なぜ多くの手続きがあることの記載がなかったのか。実施案を決める前に説明があっべきだ。</p>	<p>検討開始時には検討始めた旨を、中山町全域と寺山町の一部にお住まいの方へ、平成28年11月にチラシを全世帯・全事業者へお伝えすると同時に、そのチラシ上で住所変更の手続きが発生することも記載しています。また、市のホームページ等でも、お知らせを載せております。</p>
12	<p>町名アンケートの回答率が24.9%ということだが、回答しなかった多くの方の意見を聞く機会などあるのか。</p>	<p>現在のところ、予定はありません。</p>
13	<p>町名について「中山〇丁目」が簡潔で分かりやすいというが、「中山町〇丁目」という町名も馴染みがあり良い意見だと思う。</p>	<p>中山町の住居表示実施は二か年に分けて行いますが、仮に「中山町〇丁目」となった場合、実施中に「中山町」と「中山町〇丁目」という町の両方が存在する時期があります。そうすると、町名が混乱してしまう可能性があります。また、横浜市では、「〇〇町〇丁目」という名前は極力避けるようにしています。横浜市には、住所に字丁目というものが使われている地域があり、そこは住居表示を実施していません。そのような町は古くから「〇〇町〇丁目」と名乗っていることが多くあります。そのため、町名から「町」を省くことで、住居表示が実施された町なのか判別しやすいという理由もあります。</p>

14	今後のスケジュールについて、一次地区が平成 30 年の秋頃実施との説明を受けたが、二次地区の実施も秋ごろになるのか。	現在の予定では、そのように考えています。
15	住所の表記で、町名は漢数字、それ以外はアラビア数字となっているが、それが正式な表記であるのか。	現在の町名案では、その通りです。

◇手続に関すること		
16	変更手数料は基本的に無料、とあるが、有料になることがあるのか。	手続き自体は無料ですが、郵送による手続き時に必要になる郵送料などはご負担いただくこととなります。
17	マイナンバーカードの住所変更は、家族の分もまとめてできるか。	同一世帯の方であれば、代表者が変更を行うことができます。
18	住居表示実施通知書は個人ごとに配られるものか。	その通りです。世帯主様あてにまとめて送付となりますが、16 歳以上の方で、おひとりに付き 6 枚の通知書をお配りします。16 歳以上というのは、原動機付自転車の免許が取得できる年齢を考慮した年齢です。もし、追加の通知書が必要、もしくは 16 歳未満の方の通知書が必要な場合は、住居表示実施後に、区役所戸籍課で無料で発行いたします。
19	通知書が足りなくなった場合は無料で発行となっているが、手続きはコピーでも問題ないか。	手続き先の機関で対応が異なりますので、変更手続きの際にコピーでもよいかどうか、ご確認をお願いします。
20	通知書を区役所で発行してもらう際に必要なものがあるか。	ありません。窓口で「旧住所」「新住所」「お名前」を頂ければ発行いたします。
21	手続きについては、必要になった際にその都度行えばよいのか。	法律に定めがない場合、そのご対応で問題ありません。
22	郵便の転送期間は一年ということだが、一年を過ぎると届かなくなるのか。	日本郵便からそのように伺っています。一年の間に、住所変更の手続きのご協力をお願いします。
23	年金受給に関して、住民票コードを届けているかどうかの確認はどうすればよいか。	誕生月に「年金受給権者現況届」がハガキで届いている方は、住民票コードを届出していない方となります。
24	住所変更のハガキというのは、そのままでも送付できるようなものなのか。	そのとおりです。ハガキの様式の体裁が決まっており、「通信事務郵便」として相手側に住所の変更を伝える要件のみに利用できるもので、そのまま郵送できます。

25	住所変更のハガキは、必要枚数を申告すればもらえるものなのか。	住所変更のハガキは郵便局が作成するものですので、具体的な枚数については、まだ不明です。泉区和泉町の住居表示実施では、一世帯あたりにつき 50 枚配付しておりました。また不足する際には在庫がある限り郵便局でお渡しできるようにしていました。
26	平成 30 年の実施はいつごろになるのか。	実施は平成 30 年の秋頃を予定しています。予定、というのは、実施日は平成 30 年の横浜市会の承認を頂かなければ決定できないためです。横浜市会の承認を頂いた場合、具体的な実施日は 8 月発行予定の横浜市報に告示という形でお知らせすることになります。
27	不動産の登記変更に期限はあるのか。	特にありません。実施後、相続や売買等のタイミングで行っていただくことも可能です。
28	不動産手続きは無料か。	住居表示による住所変更に関する変更は無料です。手続きのための郵送代や交通費はご負担していただくこととなります。
29	不動産登記は出張所へ出向かないといけないのか。	基本的には登記所の窓口で届出ていただきますが、郵送での手続きも認められています。
30	不動産の所有者が高齢なので本人が手続きを行えないかもしれないが、どうすればよいのか。	委任状を添えれば代理人での手続きが可能です。また、郵送での手続きも行えます。
31	金融機関や携帯電話の契約については、一つひとつに対して変更の手続きをしなくてはならないか。	お手数をお掛けしますが、一つひとつ手続きが必要になります。
32	平日に区役所での手続きができない場合、土日の開庁は行われるのか。	毎月第 2・第 4 土曜日(午前)での手続きが行えます。
33	土日の開庁は、増やすことは予定していないのか。	今のところ予定していません。なお、すでに実施した泉区和泉町の住居表示では、窓口が込み合うため開庁日を増やさないと手続きが行えない、といったご意見はありませんでした。
34	運転免許証の住所変更は土日に行えないのか。	警察では平日の 17 時までしか行えないと聞いています。ただし、例外として、免許の更新時期が重なれば、二俣川の運転免許試験場で日曜日に更新手続きと同時に行えます。
35	手続きの中で、法的に速やかに行わなければならないものはあるか。	運転免許証は速やかに行うことになっています。また、住所変更を行う優先順位については、本人確認資料としてよく使われるものから変更していただくのが利便性もよいと思います。

36	パスポートは自分で書き換えるのか。	その通りです。
37	保険証の書換えについてはどのようにすればよいのか。	国民健康保険の保険証については、保険証の住所が旧住所でも医療機関では有効です。本人確認資料としてご利用の場合は、実施日以降に区役所で書き換えます。
38	住所変更の通知書は複数枚もらえるようだが、変更手続きを行った際には回収されるのか。	手続き先によって異なりますが、原本を返還してくれるところ、回収するところがあります。お一人あたり6枚の通知書をお送りしますが、足りなくなった場合は、区役所戸籍課で何枚でも無料で発行しますのでご利用ください。
39	通知書の有効期限はあるのか。	ありません。
40	住居表示変更通知書は法人にも配付されるのか。	その通りです。1法人につき6枚の通知書をお送りします。
41	マイナンバーカードの住所変更の窓口はどこか。	区役所の戸籍課になります。
42	マイナンバーカードの住所変更手続きの際には、写真が必要になるか。	必要ありません。
43	インフラについては手続きが必要ないとのことだが、電力自由化等に伴った契約についても行うのか。	電力自由化などで供給事業者が供給元と違う場合はそれぞれに対して住所変更の手続きをお願いします。また、中山町はプロパンガスが多い地域です。できるだけ変更が少ないようにしたいと思っておりますが、プロパンガスも様々な会社の中からお客様が個人で契約を行うものですので、どうしても全てを網羅することが難しい状況です。お手数をお掛けしますが、ご契約の販売店へご確認をお願いします。
44	郵便物について、転送の届け出を出していれば、1年過ぎても転送を行ってくれるのでしょうか。	住居表示実施での転送は、引っ越しなどでよく行う転送の届け出を、市役所が郵便局へ依頼するというものです。ですので、基本的には転送は1年間とお考えください。
45	チラシに手続きが10項目書かれているが、これ以外の手続きはないということか。	手続きの中で主なものを記載しています。これ以外でも住民の方それぞれ様々な契約や住所登録をされていますので、すべてを網羅することは難しい状況です。なお、実施の一か月前にお配りする冊子「住居表示のしおり」で必要な手続きをご案内します。この冊子は、今まで住居表示の実施で必要だと確認できている手続きについて記載しています。

46	<p>手続きの全てについて、委任状を託すという形で、横浜市が行うことができないのか。</p> <p>また、平日は仕事で休むことができない。平日以外で手続きを行うことができるのか。</p>	<p>住民の方の不動産や契約の情報全てを、横浜市が確認することは困難です。また、住民の方の財産所有等に関する手続きは、原則、ご本人による手続きになるため、横浜市が代理として手続きを行うことができません。</p> <p>しかし、ご本人が平日の手続きを行うのが困難である場合、運転免許証などは、本人作成の委任状を添えれば、代理の方が手続きをすることができます。また区役所は第2・第4土曜日(午前中)に開庁していますので、ご利用いただくことができます。</p>
47	<p>住所変更は住居表示実施日以降でなければならぬのか。</p>	<p>その通りです。</p>

その他について		
48	<p>郵便番号の変更があるがどのように変わるのか。</p>	<p>日本郵便が変更を行いますので、現時点では分かりません。泉区和泉町での実施では、実施の年になってから、新しい郵便番号をお知らせしていました。</p>
49	<p>住居表示について、個人的にデメリットはあるのか。もっと分かりやすく説明してほしい。</p>	<p>手続きが発生し、お手数をお掛けすることがデメリットだと考えています。</p>
50	<p>カーナビゲーションを古いものを使用している場合、逆に住所がわからなくなることはないのか。</p>	<p>地図情報を更新していない場合、分かりにくくなることはあると思います。</p>
51	<p>住居表示を行うなら、実施を前提として説明を行っていただいた方が、我々は結果を享受するだけで混乱を生じることがない。</p>	<p>住居表示実施の判断は最終的に横浜市会で決められるになります。そのため、今の段階では検討してきた案ということで説明しました。明確でなく申し訳ありません。ご理解いただけるよう、お願いします。</p>
52	<p>町名について、古い町名を復活させるようなところもあるようだが、今後そのようなことはないか。</p>	<p>町名については、横浜市では法律に従い、より馴染みのあるものを採用するようにしています。また、学識経験者等を中心とした集まりである住居表示審議会でもその名前が妥当であるかについて審議していただく予定です。</p>

緑区中山町住居表示第一次地区のスケジュールについて(予定)

年月	内容	説明
平成 30 年 1 月	横浜市住居表示審議会	住居表示実施案について審議 ※臨時委員として、住居表示検討委員から、相原会長が出席
	住居表示 基礎調査の開始	住居表示実施の準備のため、調査員が現地で家屋形状等を調査
	★町界に関する意見募集	中山町の一部と、寺山町の一部地域を対象に、町界変更に関するご意見の募集を開始(締切りは2月16日)
平成 30 年 2 月	住居表示実施案の告示	審議会です承を得た住居表示実施案について、横浜市報に登載し、告示します
平成 30 年 4 月	住居表示 居住調査開始	住居表示実施の準備のため、調査員が全ての世帯や事業所を訪問調査
平成 30 年 5 月	横浜市会上程	住居表示の実施について、横浜市会に上程
	★町界変更方針の決定	これまでの意見を基に、中山町の一部と、寺山町の一部区域の町界変更の方針を決定
平成 30 年 6 月	★町界変更方針の周知	中山町の一部と、寺山町の一部地域を対象に、決定した方針のお知らせチラシを配付
平成 30 年 8 月	住居表示実施の告示	住居表示実施について、横浜市報にて告示
平成 30 年 9 月	新住所の通知	新住所を個人、法人の方々へ送付
	住居表示のしおりの送付	住所変更手続きについて解説するしおりを全戸配付
平成 30 年秋頃	住居表示実施に伴う手続の地元説明会	住所変更に伴う手続について、説明会を開催
	住居表示実施	

※ ★印は第二次地区に関するスケジュールになります。

町境変更案に関する地元説明及び意見交換会の報告について

1 開催報告

平成29年12月に、緑区中山町の一部及び寺山町の一部にお住まいの方に、町境変更案に関する説明及び意見交換会を開催しました。

開催日時	開催場所	来場者数
① 平成29年12月13日（水）18時～19時15分	緑公会堂（講堂）	20名
② 平成29年12月16日（土）14時～15時45分	みどりーむ	18名
計		38名

2 説明内容

- (1) 町界変更の理由について
- (2) 町界変更案の方針について
- (3) 町界変更が行われた場合の影響について
- (4) 町界変更が行われなかった場合の影響について

3 町境変更案についての質疑応答

別紙参照（※チラシ配付後の問合せも含みます）

町境変更案に関する説明及び意見交換会の 質疑応答について

意見 1

横浜市の方針で町境が変更された場合、寺山町は分断されてしまう。これは非常に影響が大きいことだ。寺山町の事を中山町住居表示検討委員会で審議・検討することはおかしい。

逆に、中山町の一部を寺山町に取り込むことはできないのか。その可能性を教えてください。

町境の変更をしなければ、中山町の一部は住居表示を実施しないのか、保留となってしまうのか、どちらか明らかにしてほしい。

以上を踏まえ、次の質問に回答していただきたい。

- ① 寺山町の町境に係る、新たな検討委員会を立ち上げてほしい。
- ② 当初、委員を指名した経過や代表者を示してほしい。
- ③ 中山町検討委員会が、寺山町の編入について検討することは正当なのか。
- ④ 中山町の一部を寺山町に編入することはできるのか。
- ⑤ 町境の変更をしなければ、残された中山町の一部は住居表示を実施しないのか。
そうならば、それを決定した者を示してほしい。
- ⑥ 第13回中山町住居表示検討委員会の議事録等が公開されていない。
いつ公開されるのか教えてください。

回答 1

① 緑区中山町住居表示検討委員会規約第2条の審議事項に、「住居表示実施に伴う町の区域の変更に関すること」とあるため、寺山町の町境の変更については、中山町住居表示審議会での検討事項に含まれています。そのため、新たな検討委員会を設立する予定はありません。

⇒ (質問者) では、検討委員会の名称に寺山町の名前が入っていないのはおかしい。

(事務局) 重ねての回答となりますが、検討事項に含まれているため、ご理解ください。

② 市民局窓口サービス課が、緑区区政推進課と連携を取りながら、対象地域と周辺地域の自治会町内会等にお声かけし、推薦・選出していただいています。寺山町自治会の委員についても、町境変更の検討が始まる際に、より多くの方に意見をお伺いするため、委員数を増やしていただきました。その他、郵便局や法務局等の関係機関にもお声かけしています。

③ 緑区中山町住居表示検討委員会の規約第2条のとおり、審議事項に含まれています。

④ 「中山町」から「寺山町」へ町名を変更するには、寺山町で住居表示を実施する必要があります。しかし現在、寺山町の自治会町内会からは要望書の提出がなく、寺山町の地域の皆様の意見はまとまっていないことから、住居表示の実施ができないため、中山町の一部を寺山町へ編入することはできません。

⑤ 今回の寺山町の町境変更については、あくまでも案・提案事項で、決定事項ではありません。

2月から4月までの間に、皆様の意見を基に検討を進め、5月に決定する予定です。

そのため、中山町の一部について住居表示ができず、保留となるかどうかは、今時点では判断できません。

中山町の一部が保留になると、今後、寺山町が住居表示を実施することとなった場合に、改めて検討する必要があります。課題が長期にわたって棚上げとなってしまうため、横浜市では、今回の中山町の住居表示で、しっかりと意見募集のうえ、方針をまとめていきたいと考えています。

⑥ 現在、公開に向けて準備を進めています。お待たせして申し訳ありません。もうしばらくお待ちください。

意見 2

現在、今回議論の対象となっている区域は、現在進行中の再開発計画には入っていないが、自身の経験から、将来ほぼ間違いなく土地区画整理がされるのではないかと。

住所変更の手続は煩雑なため、住居表示の実施後に手続し、また区画整理等の再開発後に同様の手続を行うのは大変である。

一度で済むよう、土地区画整理と同時に町名を変えて（＝住居表示を実施して）ほしい。

回答 2

都市整備局に確認したところ、再開発の準備組合は立ち上がっているが、今回の住居表示の対象地区は、再開発地区に入っていないと聞いています。

そのため、将来の再開発されるか・されないかという不確定な話を鑑みることが難しい状況です。

今回の住居表示は、住所が混乱しているという現在の課題を解決しようとするものです。

また、今回の意見交換会のチラシを配る際、「地元なのに外から来た人に対して、番地が飛んでいるために分かりづらく、案内する際に困る」という声をいただいたのも事実です。様々な立場の方々がおられますので、一月中旬にお配りする意見募集に回答いただきたいと思います。その上で検討委員会で決めていく予定です。

ご理解くださいますよう、よろしくお願いいたします。

意見 3

6～7月の町名アンケートの賛成・反対の率を知りたい。説明会でもお願いしていた。

回答 3

6～7月に行ったのは町名に関するアンケートで寺山町の一部と中山町全域に配付したものです。個別の賛成・反対を問うものではなく、ご意見として伺ったものになります。

また、町境の問題については、賛成・反対の数で決定するものではありませんので、ご理解ください。なお、町境についてのご意見は、ごく少ないものでした。

意見 4

町名意見募集の内容のわかるものをもらえないか。

回答 4

ホームページ、または、緑区役所区政推進課でも閲覧できます。本日お配りしました11月開催の住居表示実施案説明会資料（水色のチラシ）の見開きでも結果を掲載しています。

意見 5	
検討委員会とはそもそも何か。	
回答 5	
<p>平成 28 年 9 月に設立した、自治会や関係機関等、地域の代表者からなる組織です。</p> <p>平成 28 年 1 月に、中山町を構成する 4 つの自治会と、中山町が所属する連合自治会及び商店街協同組合の連名で、住居表示実施の要望書が緑区長と市民局長あてに提出されました。検討委員会は、これを受けて設立されました。</p> <p>検討委員会は、住居表示実施区域案・町界案・新町名案の決定が主な検討項目になります。</p>	

意見 6	
<p>「中山」はそのまま変わらず、「寺山」が中山の区域に入って、名前が変わるのはおかしい。代が変わると、特に神社等経緯がわからなくなる。代々このままで来ているので、町境は現状のまま進めて欲しい。</p>	
回答 6	
<p>ご意見として受け止めさせていただきます。今回の意見交換会開催のお知らせチラシ配付の際に、寺山町の中でも分かりやすい住所になった方がいいとの賛成をいただく声があったのも事実です。様々な方のご意見を頂き、検討を続けてまいります。</p>	

意見 7	
<p>市境界（行政界）と同じく、簡単に出来ないことではないのか。横浜市が川崎市になるようなものではないのか。</p>	
回答 7	
<p>ご意見として受け止めます。例えば、寺山が川崎市で中山が横浜市と仮定した場合、法に沿って検討し、川崎市と協議のうえ議会の承認を経て、市境を変更することは可能です。今回は、横浜市内のことなので、住居表示に関する法律に従い、議会の承認を得て、町境を変更することは、手続きとしては可能です。</p>	

意見 8	
<p>所有するビルのテナントを回った。印刷物等があって、町名を変更するのはやめて欲しいというお怒りをいただいた。契約関係の問題にもなる。説明の中に、実施のスケジュールがあったが、実施を止めるにはどうしたらいいか。</p>	
回答 8	
<p>決まったスケジュールではありませんが、例年のスケジュールに沿って住居表示実施になった場合を想定した予定をお示しました。</p> <p>また、1月中旬に意見募集の用紙を寺山一部・中山町の関連する地域に配るので、ぜひご意見をお寄せください。</p>	

意見 9	
	住居表示の実施が一部保留となってしまった場合、中山町の一部は分断され残ることになるのか。
回答 9	
	<p>寺山町と中山町の町境が現状維持することになった場合、中山町として残る地域が一部あります。</p> <p>住居表示に関する法律第2条「住居表示の原則」に基づく、町境は、川、鉄道、道路等で区切ることとし、現状の町境のままの住居表示実施は難しくなります。</p> <p>横浜市の案では、寺山町と中山町の町境が分かりにくいといった課題を解消するため、法に沿ってわかりやすいバス通りの道(中山駅南口ロータリーから中山駅南口入口交差点まで)で区切る方針としています。その方針を採用しないと、川和踏切から緑郵便局入口の交差点までの道路を町境として設定することを想定しており、中山町が一部残ります。</p> <p>なお、前述の中山町の一部で住居表示ができず、保留となるかどうかは、本日の結果や意見募集の結果を受けて検討委員会で検討するので、今時点では判断できません。また、中山町の一部が保留になると、今後、寺山町が住居表示を実施となった場合に、改めて検討する必要があると思われます。</p>

意見 10	
	現行案でも境を引けるのは、住所がわかっているからであって、住所がわかりづらい状況とは言えないのではないか。
回答 10	
	町境は地番と地番、つまり土地の境を通るものです。土地をまたいで建物が建っていた場合、建物の下が町境になってしまいます。例えば、三菱UFJ銀行の駐輪場など土地が入り組んでおり、わかりづらくなっている例だと思います。

意見 11	
	インターネット上の地図のほうが正しいのではないかと。
回答 11	
	インターネット上の地図はあくまでも民間会社が作成した地図を使用したものであり、実際の町境と一致しないところも見受けられます。

意見 13	
	以前、寺山町内会長に話を聞いたが、当初反対だったようだ。話が違う。町名アンケートは賛成・反対を決めるものだと理解している。今回も4月の説明会と同じ繰り返した。圧倒的に寺山町の人数が少なく不利だ。決議方法を知りたい。
回答 13	
	<p>町名アンケートは町境を問うものでなく、町名を決めていくためのものであり、その他ご意見があれば自由記載欄に書いていただくといった形式でした。寺山町自治会の方も参加している検討委員会で説明や情報共有しているので、認識が違っているのは残念です。また、なるべく多くの意見を寄せていただくとうホームページや中山町自治会の放送等で発信しています。それらを踏まえたうえで、1月の意見募集の際はぜひ意見を寄せていただくようお願いします。</p> <p>また、方針決定の方法は賛成・反対の数で決めるのではなく、お寄せいただいたご意見と検討委員会でのご意見を参考に、決定いたします。</p>

意見 1 4	
反対の署名運動に発展するのではないかと考える。私自身も納得がいかない。	
回答 1 4	
今のところのご意見として受け止めさせていただきます。	

意見 1 5	
実施することで、私道が公道になるのか。	
回答 1 5	
土地を所有者の方々から市に寄付していただく必要があります、そうしないと公道にすることができません。また、公道認定は住居表示実施とは違う事務になりますので、分けて考えていただきたいです。	

意見 1 6	
意見を聞くだけで、反映してもらえないのか信用ならない。中山町が残るのは困る。現行の町境で実施してほしい。また、現行の境ではいけないことが法律で決められているのか。	
回答 1 6	
法律により、「わかりやすい公共物等で区切る」とされています。住居番号を付番するために、街区を道路などで区切り、きれいに形成する必要があるためです。	

意見 1 7	
バス通り変更の際、反対意見に対し、「決定ではなく予定です」と言いながら、結局、通ることが決定された。市に対して不信感を持っている。今回も同じだと思っている。	
回答 1 7	
沿線住民の反対を受け、バスロータリー等の整備ができるまでの暫定的措置となったと聞いています。我々の事業でも、極力皆様のご意見を受け止めて、方針を決めたいと思います。	

意見 1 8	
どうしたら、町境の変更を止めることができるのか。	
回答 1 8	
今回の寺山町の町境変更については、あくまでも案・提案事項であるので、決定事項ではありません。2月から4月までの間に、皆様の意見を基に検討を進め、5月に決定する予定です。1月中旬にお配りする意見募集に多くのご意見をお寄せください。ただし、多数決で決める案件ではございませんので、ご理解のほどよろしく申し上げます。	

意見 1 9	
寺山町の反対に、中山町の一部を巻き込まないで欲しい。	
回答 1 9	
ご意見として受け止めます。町境変更の影響を受ける皆様にお聞きする、一月中旬にお配りする意見募集にご記載いただき、ご意見をお寄せください。	

意見 20	
	法律に記載のある変更請求について教えて欲しい。
回答 20	
	実施案の告示掲載後に、合理的な理由により、50名の署名によって、変更請求をすることができます。平成30年2月の告示に付して、変更請求を提出することができ、変更請求が出たことを添えて5月の市会へ上程します。夏に公聴会で賛成・反対両者の立場の方から意見を聞聴き、9月から10月の市会で議決されることとなります。署名の対象としては、第二次地区全域の人から集めることは可能です。まずは、1月中旬の意見募集で記載欄の名前や住所とともに反対意見を寄せてください。

意見 21	
	寺山町の一部のみの意見募集とすることはできないか。
回答 21	
	町境を現状維持とした場合、中山町の一部の住居表示実施が保留となり、影響を受ける方もいらっしゃるので、中山町の一部の方も対象にしています。

意見 22	
	中山町は全員賛成なのか。また、どれくらいの率なのか。
回答 22	
	中山町の中にも手続きが煩雑で反対という方がいます。しかし、中山町を構成する4つの町内会、連合、商店街からの実施の要望を組織的にまとめ、進めていることをご理解いただきたいと思います。市街化区域ということもあり、市としては中山町全域で進めたいと考えております。